

告示

埼玉県告示第六百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六号の規定により、中里用土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十八年四月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	根本武男	埼玉県坂戸市大字塚崎五百五十九番地三
同	根本正明	埼玉県坂戸市大字塚崎四百十四番地三
同	鎌田信行	埼玉県坂戸市大字塚崎五百十五番地
同	鎌田克美	埼玉県坂戸市大字塚崎五百七番地
同	木村雅男	埼玉県坂戸市大字塚崎五百四番地
同	加藤俊夫	埼玉県坂戸市大字塚崎五百一番地
同	村田豊明	埼玉県坂戸市大字中里二百六十七番地
同	本橋忠夫	埼玉県坂戸市大字中里二百九十一番地
同	森田精一	埼玉県坂戸市大字戸口四百四十八番地
同	三田昭男	埼玉県坂戸市大字戸口七百九十六番地
同	加藤正勝	埼玉県坂戸市大字戸口四百十六番地一
同	村松謙次	埼玉県坂戸市大字戸口四百四十九番地一
同	山崎好典	埼玉県坂戸市大字戸口四百三十七番地
監事	高田幸重	埼玉県坂戸市大字戸口三百七十二番地一
同	加藤忠史	埼玉県坂戸市大字塚崎五百十六番地一
同	本橋尚	埼玉県坂戸市大字中里二百六十六番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	加藤貞夫	埼玉県坂戸市大字塚崎四百九十八番地
同	根本正明	埼玉県坂戸市大字塚崎四百十四番地三
同	鎌田信行	埼玉県坂戸市大字塚崎五百十五番地
同	加藤常夫	埼玉県坂戸市大字塚崎七百四十一番地
同	根本武男	埼玉県坂戸市大字塚崎五百五十九番地三
同	加藤寛好	埼玉県坂戸市大字塚崎五百六番地
同	加藤忠史	埼玉県坂戸市大字塚崎五百十六番地一

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
高田幸重	鎌田克美	本橋忠夫	村田豊明	山崎好典	村松謙次	森田精一	加藤正勝	三田昭男	三田良作
埼玉県坂戸市大字戸口三百七十二番地一	埼玉県坂戸市大字塚崎五百七番地	埼玉県坂戸市大字中里二百九十一番地	埼玉県坂戸市大字中里二百六十七番地	埼玉県坂戸市大字戸口四百三十七番地	埼玉県坂戸市大字戸口四百四十九番地	埼玉県坂戸市大字戸口四百四十八番地	埼玉県坂戸市大字戸口四百十六番地一	埼玉県坂戸市大字戸口七百九十六番地	埼玉県坂戸市大字戸口八百一番地一